

# 調査報告書

令和2年1月22日

熱海国際映画祭にかかると第三者委員会

委員長 坂井 靖

委員 岩崎 晃

委員 安藤 知史

委員 吉田 猛

## 目次

本文中の頁番号

第1	第三者委員会の設置・構成等.....	1
1	本委員会設置の経緯及び本委員会の目的 .....	1
2	本委員会の構成 .....	1
3	本委員会の調査方法 .....	1
第2	調査結果 .....	2
1	熱海映画祭開催に至る経緯 .....	2
2	実行委員会の体制等 .....	5
3	熱海映画祭の収支計画.....	8
4	熱海映画祭の開催状況及び収支の状況 .....	13
5	熱海映画祭の決算発表に至る経緯及び決算の内容 .....	14
6	<b>B社</b> に対する債務をめぐる問題.....	18
7	第2回熱海映画祭開催に向けた熱海市の対応.....	21
第3	本件における問題点 .....	23
1	実行委員会の体制 .....	23
2	実行委員会の決算 .....	24
3	熱海市の体制等 .....	26
4	新聞報道後の対応 .....	27
5	市議会への報告等 .....	28
第4	再発防止策の提言 .....	28
1	事業の相手方の選択 .....	28
2	監査・監督 .....	29
3	情報共有とチェック機能 .....	29
4	新聞報道後の対応 .....	30

## 表目次

	本文中の頁番号
表 1 委員会の構成.....	1
表 2 「熱海国際映画祭」事業収支計画（案）（要約）.....	9
表 3 収支予算書（要約）（当初提出）.....	10
表 4 収支予算書（要約）（訂正後）.....	10
表 5 「熱海国際映画祭」予算計画書（要約）（第7回実行委員会付議）.....	11
表 6 「熱海国際映画祭」予算計画書（要約）（第9回実行委員会付議）.....	12
表 7 決算（8月期）サマリー.....	15
表 8 決算（8月期）サマリー（訂正後のもの）.....	16
表 9 追加計上費用リスト.....	17

## 第1 第三者委員会の設置・構成等

### 1 本委員会設置の経緯及び本委員会の目的

#### (1) 本委員会設置の経緯

本委員会は、熱海国際映画祭（以下「熱海映画祭」という。）に関し、熱海市が株式会社A以下「A社」という。）外三社と熱海国際映画祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）を組織していたところ、熱海市において、実行委員会の平成30年8月期決算に不明朗な事実があったとして、この点についての事実解明のために第三者委員会による調査が不可欠であると判断したことから設置されたものである。

また、熱海市からは、第三者委員会において、実行委員会の「業務執行組合員」であったA社の業務執行能力及び業務執行の状況に関する調査、熱海映画祭にかかる問題に関する熱海市議会への報告の時期及び内容に関する問題についての助言も求めたいと考えている旨も表明されている。

#### (2) 本委員会の目的

前記の本委員会設置の経緯を踏まえて、本委員会としては、熱海映画祭開催の経緯、実行委員会の体制、実行委員会における業務遂行の状況、実行委員会の収支や決算の状況、株式会社B（以下「B社」という。）に対する債務をめぐる問題及び第2回熱海映画祭開催に向けた対応に関する事実関係の調査を行うとともに、これらの事項を含む熱海映画祭をめぐる一連の事項（以下、総称して「本件」ということがある。）における問題点を提示した上で、再発防止に向けた提言をすることを目的としている。

### 2 本委員会の構成

本委員会委員の構成は、表1「委員会の構成」記載のとおりであり、各委員は、いずれも熱海市と特別な利害関係を有していない。なお、本委員会の調査は、原則として、「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（日本弁護士連合会）に準拠して実施することとした。

表1 委員会の構成

氏名	資格	所属
坂井 靖	弁護士	岩崎・本山法律事務所
岩崎 晃	弁護士	岩崎・本山法律事務所
安藤 知史	弁護士	大西昭一郎法律事務所
吉田 猛	公認会計士	吉田公認会計士事務所

### 3 本委員会の調査方法

#### (1) 関係者へのヒアリング

本委員会は、本件調査において、市長、市担当職員、実行委員会メンバーら合計10

名に対し、ヒアリングを実施した。

(2) 会計資料及び関連資料等の閲覧及び検討

本委員会は、熱海市から委嘱事項に関連する資料（保存されていた熱海映画祭に関連して送受信した電子メールを含む。）の提供を受けたほか、熱海市以外の本件関係者からも実行委員会に関する会計資料その他の各種関連資料の提供を受け、これらについて閲覧及び検討を行った。

(3) 調査の限界

本委員会の調査は、(1)及び(2)を対象として実施したが、本委員会には強制力がないため、(1)記載の事情聴取については、本委員会からの要請に応じた方に対してのみ実施しており、(2)記載の資料については、関係者から任意に提示されたもののみを対象とせざるを得ないという限界が存在する。

## 第2 調査結果

本委員会による調査結果は以下のとおりである。なお、文中の役職等は、原則として当該事実が発生した当時のものである。

### 1 熱海映画祭開催に至る経緯

#### (1) 熱海市における検討の経緯

##### ア 熱海映画祭開催のきっかけ

熱海映画祭は、**A社**らが開催を企図し、熱海市に働きかけて実現したものである。**A社**の代表者である**E氏**は、熱海市の地元関係者との間に個人的なつながりがあったことから、当該関係者を通じて紹介を受け、2017年4月6日に観光経済課観光推進室宛に電子メールで映画祭開催を提案し、同月18日には齊藤栄市長（以下「市長」という。）と**E氏**ほか3名との間で面談が行われた（これ以降、市長又は観光経済課と**E氏**との間で面談が複数回行われており、そこには**E氏**以外の者も同席していたが、調査事項とは関係せず、同行者もその都度異なるため、以下では単に「**E氏**ら」と表記する。）。

##### イ 観光経済課の関与

前記4月18日の面談後に、市長は、観光経済課課長（当時。なお、2018年4月からは観光建設部次長。以下「担当職員」という。）に対して、映画祭開催について意見を求め、これに対して**担当職員**は、過去の経緯（2004年に開催された熱海花の博覧会に関して熱海市に多額の債務負担が生じたこと。）を踏まえて興行的なことは行わないこととしているため簡単ではないが、映画祭の内容は、熱海市の海外認知度を高め、映画のロケ誘致などにもつながるものであるから議会などにも受け入れられ、開催する可能性はあるのではないかとの見解を示した。

その後、2017年5月、観光経済課と**E氏**らとの間で映画祭に関する面談が行われ

た。

#### ウ 当初計画における熱海映画祭の主催者

前記 4 月 18 日の市長と E 氏らとの面談では、映画祭に関する説明資料が提示されており、同資料には熱海市が主催者に含まれる記載があったが、市長によれば、このときの面談では主催者に関する話にまではならず、**担当職員**も市長から意見を求められた際には主催者に関する説明はなかったと述べている。

その後の 5 月の観光経済課と E 氏らとの面談の際に提示されたと思われる企画書でも、熱海市が主催者に含まれており、E 氏からは、熱海市に対して資金的な協力の要請があったが、**担当職員**は、熱海市主催ということでは実施できない（民間主催でなければならない）ことを伝え、E 氏においてプランを練り直すこととなった。

しかしながら、これ以降、熱海映画祭を開催する方向で E 氏により準備が進められ、熱海市は、映画祭の開催場所等の用意のための打合せ、会場の下見に観光経済課が事実上協力をするなどの関与をするにとどまった。

### (2) 熱海市による支援決定の経緯

#### ア 新たな企画の提示と資金援助の申入れ

2017 年 9 月 7 日に、E 氏らが熱海市役所に来庁し、新たな企画案（開催概要等）が提示された。このとき提示された新たな企画では、映画祭の収支については、映画祭の知名度が上がり入場料収入が増加すること等によって 3 回目から黒字化する計画である旨の説明がなされていた。この中では、熱海映画祭を主催する実行委員会を組織して開催することが提案されており、そのメンバーには熱海市も含まれていた。

なお、この提案の内容は、観光経済課を通じて市長にもその概略が報告されていた。

また、前記提案の際に、E 氏から改めて熱海市に対して資金援助の申入れがあり、併せて、独立行政法人日本芸術文化振興会又は文化庁から助成を得ることも協議された。

#### イ 提示と申入れに対する市の対応

前記の新たな企画の提示に対して、熱海市は、E 氏に対して、熱海映画祭に関わるとしても熱海市主催ということでは実施できないということを重ねて伝えている。

また、熱海市は、市による資金援助額は 500 万円を上限とする旨回答している。すなわち、熱海市は、一定の資金援助を行うにしてもそれ以上の債務負担や赤字の補填などはしないという立場をこの時点から明確にしており、E 氏もそうした熱海市の意向は了解していたものと認められる。

なお、最終的に実行委員会に熱海市が加わることとなった経緯は後記のとおりである。

#### ウ 熱海市が熱海映画祭開催に関与する旨の意思決定

E氏から新たな提案がなされたのと同じ頃、市長から観光経済課に対して、熱海映画祭をやっ払いこうという趣旨の指示があり、これを受けて、2017年10月中旬頃には観光経済課が企画財政課に対して、平成29年度補正予算に向けた負担金支出の予算要求を行った。熱海映画祭の開催自体に関する決裁資料などは存在しないため、意思決定がなされた具体的な時期までは特定できないが、遅くとも2017年9月7日の提案の後、さほど時間が経過しない時期に、熱海市が関与して熱海映画祭を開催することが、関係者の間では、事実上の決定事項となったようである。したがって、E氏ら関係者は、この時期以降は、熱海映画祭を実行することを前提に計画を進め、開催時期も、従来観光客が多く来訪していなかった時期に開催したいとの熱海市の意向を踏まえ、6月ないし7月と定められた。

#### エ 意思決定の正当性

熱海市が熱海映画祭に関与する旨の判断は、2017年当時、熱海市の宿泊客数増加が「踊り場」の状態にあった中で、国際映画祭を開催することで熱海市を海外にPRしてインバウンドの招致につながることや、熱海市がもともと映画や文学の舞台となった土地柄で映画祭と親和性があることから、その親和性をさらに深めて映画のロケの誘致など熱海市をアピールする機会につながることを期待してなされたものであった。

こうした目的自体は正当なものであり、E氏らが策定した熱海映画祭の企画内容も、これに沿うものであった。本委員会の調査においても、熱海市が熱海映画祭に関与するという判断自体が不当であったことを伺わせる事情は見当たらない。

なお、前記の意思決定の前後において、E氏からは、熱海映画祭を開催した場合の収支の見込みを記載した事業収支計画案が提示されているが、熱海市においては、前記のとおり、500万円を超える資金援助は一切行わないことを前提としていたことから、その具体的内容や実現可能性が詳細に検討されてはいなかったようである。

#### (3) 熱海市による予算措置

熱海市では、熱海映画祭に関して次のような予算措置がとられている。すなわち、観光経済課からの予算要求を受け、企画財政課が必要なヒアリング等を実施し、熱海映画祭への負担金500万円の支出が平成29年度一般会計第5回補正予算要求書に盛り込まれ、当該補正予算案が平成29年11月市議会定例会に議案として提案された。

当該議案は、2017年12月14日に市議会において可決されたが、その審議の過程において、議員からの、「事業費収入が予想を下回った場合、熱海市はさらなる負担金(註:500万円を超える支出)が必要となるのでしょうか。」との質問に対して、熱海市観光建設部長は、「さらなる負担金の支出は考えておりません。」と答弁している。なお、前記議決に基づく熱海市から実行委員会への500万円の支出は、稟議決裁を経て2018年

2月26日付で実施された。

#### (4) 文化庁からの補助金

熱海映画祭を開催するにあたっては、E氏においては、1500万円の補助金を得ることを前提として収支計画が策定されていた。当初は、独立行政法人日本芸術文化振興会から補助金を得ることが計画されていたが、同会から補助金を得るには、映画祭自体に実績がなければならなかったため、これを断念し、スタートアップの企画であっても補助金の交付を受けられる文化庁の補助金(文化芸術振興費補助金)を利用することとなった。

なお、文化庁からの補助金は、「都道府県又は市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。)」に交付されるものとなっているため、熱海市が補助金の交付を受け、同額を熱海市が熱海映画祭の負担金として支出するという形式がとられることとなった。その結果、2018年6月21日に、平成30年度6月定例の市議会において、文化庁からの歳入を1500万円と見込み、同額を実行委員会への支出とする予算措置が議決された。なお、その後、文化庁からの補助金額は1349万4579円にとどまり、熱海市はその差額の150万5421円も含めて1500万円を、前記議決に従って、稟議決裁を経て、2018年8月27日付で実行委員会に対して支出した。

#### (5) 実行委員会を組織するための契約書の締結

熱海映画祭に関しては、2018年1月31日付で「熱海国際映画祭実行委員会規約」(以下「実行委員会規約」という。)及び「熱海国際映画祭実行委員会規程」(資料の表題は『熱海国際映画祭実行委員会』組合員会規程)となっている。以下「実行委員会規程」という。)が実行委員会での決議に基づき制定され、さらに、2018年4月4日付で「組合契約書」が締結された(以下「本件契約」という。)

実行委員会規約、実行委員会規程について、熱海市において内容が検討された形跡は見当たらず、本件契約の内容については、2017年12月頃から検討が開始されたと思われる。熱海市においてはもっぱら担当職員がこれを担当していたが、法律の専門家あるいは契約締結のチェックを行う市の組織等による法的な観点からの検討までは行われていない。

なお、熱海市では、2018年4月4日に、本件契約についての稟議・決裁が行われたが、ここに至るまでの間に担当職員以外の職員や他の部署において本件契約の内容について実質的な検討が行われたことはなかった。

## 2 実行委員会の体制等

### (1) 実行委員会の構成

熱海映画祭に関しては、実行委員会規約、実行委員会規程及び本件契約等により、これを主催する組織として実行委員会が組織され、ここにはA社及び熱海市のB社、C株式会社(以下「C社」という)及びD株式会社(以下「D社」という。)が参画して

いた。この実行委員会にかかるスキームは、E氏の主導で2017年11月頃に組み上げられたもので、2017年9月時点でE氏が想定して熱海市に伝えていた実行委員会とは大きく異なる構成となっている。

## (2) 熱海市が実行委員会に加わった理由

前記のとおり、熱海市としては、熱海映画祭に関与するにあたり主催者となることは当初は予定していなかったが、熱海映画祭開催のためには文化庁から補助金の交付を受けることが不可欠であったところ、そのためには熱海市が実行委員会のメンバーとなっている必要があった。すなわち、熱海映画祭に関して文化庁に交付を申請した補助金は、「文化芸術振興費補助金（文化芸術創造拠点形成事業）」であるところ、同補助金交付要綱では、補助金交付対象者が「都道府県又は市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）」とされているため、この補助金の交付を得るためには、熱海市が熱海映画祭を主催する組織である実行委員会に参画している必要があったことから、熱海市をメンバーに加える形で実行委員会が組織されたものである。

なお、熱海市が実行委員会のメンバーとなるという判断にあたっては、前記のとおり熱海市は熱海映画祭において拠出する負担金以上のリスクを負担しないという認識が前提となっていた。

## (3) 本件契約締結の経緯と内容

E氏は、実行委員会規約は独立性、公平性、透明性を確保しコンプライアンス上の問題が生じないようにするという観点で策定したが、本件契約については、「実行委員会メンバー全員の捺印を得やすいもの」（実行委員会メンバー各社の合意や社内決裁を得やすいものという趣旨）にするという観点から、映画の投資組合（製作委員会）を組織する際の契約をベースに内容を簡略化して作成したと述べている。

本件契約では、実行委員会の事業目的は「日本国の映画芸術及び映画産業振興の為、静岡県熱海市において国際映画祭を実施し、もって国内外の映画産業の交流をはかり、国内外の映画人の育成に寄与することを目的とする。」とされている。

実行委員会のメンバーは、A社、熱海市及びB社のほか、C社及びD社であるが、このうちA社が「業務執行組合員」として実行委員会の業務執行を担うこととされ、熱海市は「監事組合員」として業務執行の監査・監督を担うこととされている。なお、他の三社は、「業務執行組合員組合員補佐」とされている。

なお、実行委員会の法的性質については、この当時、当事者間で明確に意識されていたとは言い難く、現状でも、実行委員会について、権利能力なき社団であるか否か確定しているわけではない（なお、熱海市は、本件契約に出資に関する規定がないこと、活動の実態として①団体としての組織をそなえ、そこには多数決の原則が行なわれ、②構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、③代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していること、独立して法人税確定申告を行

っていること、文化庁による補助金は代表の定め、組織及び運営についての実行委員会規約の定め並びに事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有するものに対して支給されることとなっていることなどを理由として、実行委員会は、権利能力なき社団であるとの前提に立っている。)

以下では、実行委員会メンバーの役割・責任や実行委員会に関する債務の問題を取り上げるが、本委員会は、実行委員会の法的性質について何らかの判断・評価をするものではない。

#### (4) 実行委員会における損益の帰属

##### ア 本件契約の規定

**A社**及び熱海市以外の実行委員会メンバーは、本件契約第10条に「当組合が残余財産を清算する場合において有する残余財産は、甲（註：**A社**）及び乙（註：熱海市）に帰属するものとし、甲及び乙が協議の上、当該財産の整理、処置を決定するものとする。」と規定され、第17条2項にも同旨の規定があることから、実行委員会における損益は**A社**又は熱海市に帰属するものと認識していたと述べているが、これらはいくまで実行委員会を清算する際の規定であり、存続する実行委員会における損益の帰属を定めているものではない。本件契約には、実行委員会に生じた利益や損失の負担に関する規定はなく、この点に関して合意した文書も存在しない。

##### イ 実行委員会規約と本件契約の不整合

本件契約に先立ち2018年1月31日に制定された実行委員会規約第33条には「この団体が清算をする場合において有する残余財産は、組合員会の決議により処分方法を決する。」と本件契約と整合しない規定がある。

なお、本件契約第10条は、元々、実行委員会規約と同旨の内容であったが、**B社**の要望で修正されたものである（ただし、本件契約修正後も実行委員会規約は修正されることはなかった。)

##### ウ 当事者の認識

**E氏**は、本委員会の調査において、利益が生じた場合は**A社**に帰属させる一方で損失が生じたら全て責任を負う腹積もりであったところ、このことを熱海市（担当職員）には伝えたと思うが記憶が曖昧であり、その他の実行委員会メンバーに伝えたことはなかったと供述しているが、担当職員は、熱海市としては、利益が出た場合は実行委員会にプールするか、**A社**に帰属させ、損失が生じたら**A社**が負担するものと認識していたと供述している。

##### エ まとめ

このように、実行委員会に生じた損益の帰属については、実行委員会が組織された段階では明確に定まっていたとは言い難く、前記のとおり、熱海市は負担金の支出を超えて債務を負担するなどのリスクを負わない立場であることは**E氏**に対して繰り返し

返し表明されており、実行委員会が組織されるにあたって、少なくとも**A社**と熱海市との間では、損益は**A社**に帰属することが前提となっていたと解するのが合理的である。

なお、**A社**と熱海市との間では、本件契約第10条に関して、残余財産に関する権利義務は全て**A社**に帰属することなどを内容とする「平成30年4月4日付組合契約書に付随する確認事項の覚書」と題する書面の締結が検討された形跡がある。

#### (5) 実行委員会における業務執行等の状況

前記のとおり、本件契約では、**A社**のみが実行委員会の業務を執行することとされていた。**B社**等の他の実行委員会メンバーは、業務執行を補佐することとされており、**B社**は熱海映画祭の企画立案、**C社**は熱海映画祭のPR協力（結果としては予算の問題で同社が経営する一部の劇場にチラシを置く程度のものにとどまった。）やグランプリ作品の上映、**D社**はチケット販売への協力等の役割があったが、実行委員会としての業務執行はもっぱら**A社**が担っていた。また、実行委員会内部の事務も**A社**が掌握していた。

しかしながら、**A社**は、熱海映画祭の業務執行を担うだけの人員等を有しておらず、同社の代表者である**E氏**がもっぱら業務執行や各種の事務を行うという状況であった。そのため、**A社**による業務執行が円滑に進められたとは言い難く、熱海映画祭で実施する企画の具体的内容が直前まで定まらなかったり、当日の段取りに混乱を来したりといった問題が生じたほか、後記の経理・会計面などの事務処理にも問題があった。

また、本件契約においては、熱海市は、業務執行の監査・監督を担うこととされていたが（第7条2項）、後記のとおり、熱海市がそのような役割を果たしていた事実はなく、実行委員会における業務執行を監査・監督する体制は実質的には存在していなかった。

### 3 熱海映画祭の収支計画

#### (1) 熱海市による予算措置時点の当初計画

**E氏**らにおいて熱海映画祭の事業計画が最初に作成されたのは2017年夏頃で、その後何度か修正されている。**E氏**としては、文化庁の補助金の交付期間の最終年度であり、映画祭の知名度アップによってエントリーフィー、入場料収入等の収入増加が見込める3年目くらいには黒字化したいという漠然とした構想はあったものの、事業の具体的な内容（企画や招待者等）が映画祭開始直前まで決定しなかったため、実情に即した具体的な事業計画（予算組み）を早い段階から策定することができない状況にあった。

2017年9月7日に熱海市に企画案が提示された段階で作成されていた事業収支計画案の要約は表2記載のとおりであり、収入は7075万円、支出は7776万円（事業収支計画案では7075万円との記載であるが、明細を合算すると7776万円となり、計画案

の記載が誤りと思われる。)となっている。第1回熱海映画祭に対する熱海市の予算措置は、この事業収支計画案を前提としてなされている。なお、この内容は、A社において策定されたものである。

表2 「熱海国際映画祭」事業収支計画(案) (要約)

(単位:円)

収入		収入合計	70,750,000
	来場者収入		14,400,000
	物販収入		650,000
	イベント収入		2,550,000
	応募収入		10,350,000
	協賛金収入		5,600,000
	助成・補助金		20,000,000
	宿泊収入		13,200,000
	自己資金		4,000,000
支出		支出合計(注)	70,750,000
	デザイン等製作費		7,600,000
	宣伝、PR費		12,000,000
	事務局費(翻訳・字幕制作、フィルム制作含)		13,163,500
	審査費		1,649,000
	各賞表彰		4,250,000
	募集・招聘費		4,048,000
	コンペ上映会場費(サンミクラブ)、コンペ&Next各会場費		18,065,000
	イベント費		2,308,000
	企画費		7,600,000
	印刷費、物販費、法務費、警備費、スタッフ費、予備費		7,076,500

(注) 支出合計は、70,750,000円と記載されているが、支出明細を合算すると77,760,000円となる。  
おそらく、計算誤りと思われる。

## (2) 補助金申請時の計画

熱海映画祭について文化庁に補助金を申請するにあたっては収支計画が必要となるため、A社により補助金申請用の計画書が作成されている。なお、補助金の金額は当初申請額より減額されるのが通例であったため、補助金の交付申請時の計画と補助金額が決定した段階で組み直した計画と2段階のものが存在している。

文化庁に当初2018年1月中旬に提出した「平成30年度文化庁芸術創造拠点形成事業実施計画書」(補助金申請金額2500万円)内の収支予算書では、収入合計及び支出合計はともに9130万7000円となっている。この計画も、詳細かつ具体的な内容を想定したものではなく、あくまで補助金申請用として項目ごとに大掴みに作成されたものである。

なお、同実施計画書内の収支予算書の概要は、表3記載のとおりである。

表 3 収支予算書（要約）（当初提出）

（単位：円）

			予定額	備考
収入の部				
	申請者自己負担額		5,000,000	熱海市
	共催者等負担額		1,857,000	B社ほか
	寄附金・協賛金		1,950,000	
	事業収入		57,500,000	入場料ほか
	国庫補助額		25,000,000	
	収入合計		91,307,000	
支出の部				
		補助対象経費	補助対象外経費	支出合計
	出演費・音楽・文芸費	6,015,000	0	6,015,000
	舞台・会場・設営費	25,340,000	0	25,340,000
	賃金・旅費・報償費	10,834,000	3,200,000	14,034,000
	雑役務費・消耗品費等	36,208,000	3,400,000	38,808,000
	委託費	6,310,000	0	7,110,000
	支出合計	84,707,000	6,600,000	91,307,000

文化庁の審査の結果、同庁より 2018 年 3 月 28 日付「平成 30 年度「文化庁芸術創造拠点形成事業」採択の決定について（通知）」（補助金内定額 1500 万円）が交付されたことに伴い、実行委員会はその内定額に合致した内容の収支計画を作成し、その内容に基づく「平成 30 年度 文化庁芸術創造拠点形成事業 実施計画書」（補助金申請金額 1500 万円）を 2018 年 4 月 2 日付で同庁に提出している。再提出した実施計画書内の収支予算書では、収入合計及び支出合計はともに 6433 万 1000 円に減額されている。

なお、同実施計画書内の収支予算書の概要は、表 4 記載のとおりである。

表 4 収支予算書（要約）（訂正後）

（単位：円）

			予定額	備考
収入の部				
	申請者自己負担額		5,000,000	熱海市
	共催者等負担額		2,106,000	D社ほか
	寄附金・協賛金		2,150,000	
	事業収入		40,075,000	入場料ほか
	国庫補助額		15,000,000	
	収入合計		64,331,000	
支出の部				
		補助対象経費	補助対象外経費	支出合計
	出演費・音楽・文芸費	10,460,000	0	10,460,000
	舞台・会場・設営費	16,820,000	0	16,820,000
	賃金・旅費・報償費	8,467,000	3,200,000	11,667,000
	雑役務費・消耗品費等	19,286,000	2,970,000	22,256,000
	委託費	3,128,000	0	3,128,000
	支出合計	58,161,000	6,170,000	64,331,000

(3) 実行委員会に付議された計画

2018年4月27日に開催された第7回実行委員会で付議された予算計画書では、収入合計は7938万2500円、支出合計は7931万3500円とされている。主な収入として、韓国人俳優に関するイベント収入1000万円を含むイベント収入4615万円、催事収入681万2500円及び助成金・補助金2000万円が見込まれているが、配給収入は計上されていない。他方、主な支出として、中継費300万円やイベント出演料1400万円等を含むイベント支出2589万5000円が計上されており、この時点でB社への支払いも織り込まれている。この計画は、映画祭開催を開催するにあたって実行委員会で諮るために作成したものであり、ある程度具体的な内容を落とし込んだ計画であるといえる。

なお、第7回実行委員会で付議された予算計画書の概要は、表5記載のとおりである。

表5 「熱海国際映画祭」予算計画書（要約）（第7回実行委員会付議）

(単位：円)

収入		収入合計	79,382,500
	映画鑑賞収入		970,000
	イベント収入		46,150,000
	バク・シフ		10,000,000
	KWILL		2,700,000
	四季イベント		2,250,000
	LOVETUNEイベント		7,500,000
	クリヤコンサート		1,200,000
	4日パス券（外部）		20,000,000
	パス（内部）		2,500,000
	催事収入		6,812,500
	応募収入		3,150,000
	物販収入、協賛金収入		2,300,000
	助成金・補助金		20,000,000
支出		支出合計	79,313,500
	人件費		8,200,000
	宣伝、PR費		4,500,000
	事務局費（翻訳・字幕制作、フィルム制作含）		13,613,500
	審査費		4,170,000
	各賞表彰		2,350,000
	募集／招聘費		5,590,000
	コンペ上映会場費（サンミクラブ）、コンペ&Next各会場費		5,710,000
	イベント費		25,895,000
	物販等造作費（バナー等）		1,200,000
	パーティー飲食費		1,000,000
	イベント出演料		14,000,000
	舞台設営		2,000,000
	PA		1,800,000
	中継		3,000,000
	上映映画出演者謝礼、衣装（ゆかたなど）、トークショー・演奏・音響等その他イベント経費		2,895,000
	デザイン等製作費、印刷費、物販費、法務費、警備費、スタッフ費、予備費		9,285,000

(4) 文化庁申請用予算修正に伴う計画修正

文化庁に提出した収支予算書の修正に伴い、2018年5月29日に開催された第9回実行委員会で修正された全体予算が付議された。修正された予算計画書では、収入合計は7081万2500円、支出合計は7071万3500円に下方修正されている。

収入の内訳では、イベント収入は3940万円、催事収入は600万円に減額されている。支出についてもイベント支出は1873万円に減額され、その内訳では、イベント出演料は775万円に大幅に減額され、中継費については全額削除されている。

なお、第9回実行委員会で付議された予算計画書の概要は、表6記載のとおりである。

表6 「熱海国際映画祭」 予算計画書 (要約) (第9回実行委員会付議)

		(単位:円)
収入		収入合計 70,812,500
	映画鑑賞収入	820,000
	イベント収入	39,400,000
	パク・シフ	7,600,000
	サイレント	300,000
	四季イベント	1,500,000
	コロッケ	2,700,000
	監督トーク	50,000
	クリヤコンサート	2,500,000
	オープニング	1,050,000
	4日パス券	16,000,000
	1日パス	7,700,000
	催事収入	6,000,000
	応募収入	1,732,500
	物販収入、協賛金収入	2,860,000
	助成金・補助金	20,000,000
支出		支出合計 70,713,500
	人件費	8,200,000
	宣伝、PR費	4,500,000
	事務局費 (翻訳・字幕制作、フィルム制作含)	12,413,500
	審査費	3,660,000
	各賞表彰	3,050,000
	募集/招聘費	5,890,000
	コンペ上映会場費 (サンミクラブ)、コンペ&Next各会場費	6,810,000
	イベント費	18,730,000
	物販等造作費 (バナー等)	1,200,000
	パーティー飲食費	2,500,000
	イベント出演料	7,750,000
	舞台設営	2,000,000
	PA	1,700,000
	上映映画出演者謝礼、衣装 (ゆかたなど)、トークショー・演奏・音響等その他イベント経費	3,580,000
	デザイン等製作費、印刷費、物販費、法務費、警備費、スタッフ費、予備費	7,460,000

#### 4 熱海映画祭の開催状況及び収支の状況

##### (1) 熱海映画祭の開催状況

第1回の熱海映画祭は、2018年6月28日から7月1日にかけて開催された。熱海映画祭には、89の国と地域から1508本の作品の応募があり、合計60本の作品が上映されたほか、「レッドカーペット」や舞台挨拶などの企画も実施された。

市長は、熱海映画祭のパンフレットに「熱海国際映画祭開催にあたり…」と題する挨拶を寄せており、そこでは「熱海市民を代表して、皆様を心より歓迎いたします。」などと述べ、市長自身も会場に足を運ぶなど、熱海市として、この機会に「熱海」を国際的にもPRすべく努力していたことが伺われる。なお、開催期間中の来場者数の合計は5160人であり、一定のPR効果はあったものと考えられる。

なお、第1回熱海映画祭の開催状況については、実行委員会作成の2018年9月10日付「第一回熱海国際映画祭事業報告書」及び熱海市観光経済課作成の同月付「第一回熱海国際映画祭にかかる総括」にその詳細な内容が記載されるとともに、今後の課題などが記載されている。

##### (2) 収入の状況

熱海映画祭において実施する企画についてはB社が担当しており、現に同社は熱海映画祭に関して様々な企画を立案・実行した。B社は、自らの企画によって黒字を計上できると見込んでおり、A社その他の実行委員会メンバーは、同様のイベントにおいて実績のあるB社の提案を信頼して、B社の企画したイベントに関する収入及び経費については、同社の見込んだ数値をそのまま予算計画書に反映させていた。

その結果、実行委員会では、映画祭のチケット収入等のイベント収入として約4600万円を見込んでいたが、実際には、B社の見込みが大きく外れる結果となり、約500万円程度の収入を計上するにとどまった。

##### (3) 支出と債務負担の状況

実行委員会では、経費の発注や管理を含む支出全般の管理をもっぱらA社が行っていたため、他のメンバーからは支出の全体像が見えない状況にあった。他方で、熱海映画祭の開催前から、チケット販売が見込みを大幅に下回るなど、収入が計画を大きく下回ることが徐々に明らかになってくるに従い、収支が想定以上の赤字となる懸念が生じた。

熱海映画祭に関しては、業界の商慣習等もあって契約書や発注書を作成しないままに「見切発車」している業務も多く、E氏は赤字縮小のために支払額を圧縮する交渉を行っていたことから、当初実行委員会ではその帰属も含めて未確定債務と考えていたようであるが、最終的にはこれらの債務については実行委員会が熱海映画祭のために委託した業務の対価として整理され、実行委員会が負担すべき内容であると認識するに至っている。

## 5 熱海映画祭の決算発表に至る経緯及び決算の内容

### (1) 決算発表に至る経緯

第1回熱海映画祭の結果報告に関する記者発表は、2018年9月26日に開催された。その内容は、「映画祭開催概要及びご挨拶」、「全体イベントスケジュール」、「上映作品について」、「審査員」、「告知について」、「熱海周辺のSHOP紹介」、「熱海国際映画祭海上一覧」、「フォトギャラリー」、「決算サマリー」というものである。この記者発表は、熱海市の内規等に基づいて実施されたものではなく、熱海映画祭の企画が決定された後、告知目的で何度か記者発表を行うなどしていたこともあって、熱海映画祭の結果についてはマスコミの関心があるとの熱海市の判断に基づくものである。また、チケット販売を中心とする収支の状況についても記者発表で質問が出ることが予想されたことから、決算内容も発表することとなった。

記者発表の内容や実施時期については、**担当職員**から市長に直前に相談があり、市長の月例の記者会見に合わせて行うことになった。発表内容については**担当職員**、**E氏**から市長に事前に説明がなされ、約61万円の赤字となっていることについても説明がなされた。なお、市長は、熱海映画祭の元々の収支計画を承知していたほか、実際に熱海映画祭の会場に足を運ぶなどして、その実情もある程度は把握していたため、約61万円程度の赤字で済んだことに疑問を抱いたが、報告から発表までの時間的余裕もなく、また**A社**が相当程度の赤字を負担しているのだろうと考えたこともあって、その点について**担当職員**や**E氏**に質問するなどの対応はとらなかった。

なお、記者発表には、熱海市及び**A社**以外の実行委員会メンバーは関与していない。

### (2) 決算発表の際に開示された決算の内容

#### ア 開示された決算の内容

決算発表の際に開示された2018年8月期の決算内容は、表7記載のとおりであり、具体的には、収入3458万4418円、イベント費用2502万6055円、販売・一般管理費1017万4699円、経常利益▲61万6332円というものである。なお、記者発表資料では損益情報のみが開示されており、貸借対照表は開示されていない。

また、**E氏**が当初記者発表用に準備した決算サマリーには、脚注として決算概況に関する説明があり、その中で「売上3450万円強に対して、経費3520万円と経費が収入を上回り、結果、経常利益は60万円あまりのマイナスとなった。キーデザイン製作費、HP製作費、トートバック、カーペットなどの支出を、映画祭資産として145万円あまり資産計上し、その結果、営業キャッシュフローは200万円強のマイナスとなった。」と損益には計上されていないものの資産計上がなされ、キャッシュフローに影響が生じる事項について言及がされていたが、この記述は**担当職員**の判断により最終的な発表資料の決算サマリーからは削除された。

**担当職員**によれば、脚注の削除は、何らかの意図に基づくものではなく、特に意識

せずに削除したとのことである。

表 7 決算（8 月期）サマリー

(単位：円)

2018年8月期	
収入	34,584,418
映画祭申込金	1,904,918
チケット収入	5,365,500
負担金	20,000,000
協賛金	2,414,000
上映権利料	400,000
映画配給収入	4,500,000
支出	35,200,754
イベント経費	25,026,055
翻訳・字幕、審査員・招待映画関係者招聘、上映権利料、入賞賞金、会場・機材借上等	25,026,055
販売・一般管理費	10,174,699
雑給、報酬手当	1,305,898
広告宣伝費	41,470
運賃、車両費	58,544
旅費交通費、研修研究費	1,552,385
会議費、通信費	479,349
租税公課、保険料、支払手数料	740,632
賃借料	435,723
消耗品費、事務用品費、新聞図書費	605,334
外注費	4,279,711
その他経費	675,653
営業利益	▲ 616,336
受取手数料	4
経常利益	▲ 616,332

#### イ 決算の作成及び承認過程

決算発表は、実行委員会の第 1 期（2018 年 2 月 1 日～2018 年 8 月 31 日）の決算数値に基づいて行われている。決算書は、第 1 回熱海映画祭に関する全ての損益を包含するプロジェクト損益を算出する方式ではなく、実行委員会規約で規定されている 8 月末日を年度末とした事業年度に関する期間損益を算出する方式により作成されている。また、現金の入出金の時点で費用及び収益を認識する現金主義ではなく、企業会計における原則的な方法である取引発生時点で費用及び収益を認識する発生主義（ただし、未実現収益の計上は認められない。）に基づいて決算書が作成されている。

実行委員会の決算は、もっぱら A 社によって作成され、会計処理及び税務申告については E 氏の知人である税理士が担当していた。前記のとおり、熱海市は実行委員会の監事となっており、実行委員会規約第 7 条 1 項では、決算について監事（及び会計監査人）の監査を受けることとされているが、これは実施されていない。

第1回熱海映画祭の決算については、2018年8月29日開催の第14回実行委員会において、第1回熱海映画祭の事業報告書と決算書類が承認され（「第一回熱海国際映画祭事業報告書及び決算書類承認の件」が議題とされている。）、9月18日の第15回実行委員会では第1回映画祭の事業報告書と決算書類の修正が承認され（「第一回熱海国際映画祭事業報告書及び決算書類修正承認の件」が議題とされている。）ている。第14回及び第15回の実行委員会に関しては議事録が作成されておらず、会議における議論や決議内容の詳細は不明であるが、決算に関してA社以外の実行委員会メンバーが実質的に関与したり、何らかの意見を述べたりしたことはなかったようである。

### (3) 決算発表後に訂正された決算の内容

#### ア 訂正された決算の内容

2019年5月10日に新聞報道で第1回熱海映画祭の赤字又は負債が900万円超ある旨の記事が掲載されたことを受け、同月20日に市長とE氏が熱海市議会及び報道各社に対し、熱海映画祭の赤字額が1465万円であること等を説明する事態となった。この際に公表した訂正後の決算内容の概要は、表8記載のとおりである。

表8 決算（8月期）サマリー（訂正後のもの）

(単位：円)

2018年8月期	
収入	34,334,418
映画祭申込金	1,904,918
チケット収入	5,365,500
負担金	20,000,000
協賛金	2,164,000
上映権料	400,000
映画配給収入	4,500,000
支出	49,028,478
イベント経費	25,026,055
翻訳・字幕、審査員・招待映画関係者招聘、上映権料、入賞賞金、会場・機材借上等	25,026,055
販売・一般管理費	24,002,423
雑給、報酬手当	1,789,898
広告宣伝費	41,470
運賃、車両費	58,544
旅費交通費、研修研究費	1,552,385
会議費、通信費	479,349
租税公課、保険料、支払手数料	740,632
賃借料	435,723
消耗品費、事務用品費、新聞図書費	605,334
外注費	17,623,435
その他経費	675,653
営業利益	▲ 14,694,060
受取手数料、雑収入	41,284
経常利益	▲ 14,652,776

#### イ 訂正内容の詳細

2018年9月26日に決算内容を発表した時点では、実行委員会ではその帰属も含めて未確定債務と考えていたものについて債務として計上してなかった。特に、B社

に対する債務について、E氏は、本委員会によるヒアリングにおいては、B社が独自の判断で実施した企画によって生じたものであるから、債務も同社に帰属するもので、実行委員会の債務ではないと整理していた旨の供述をしている。

しかしながら、これらの債務について、2019年1月中には実行委員会としての債務として整理され、又は金額が確定したため、訂正発表にあたっては実行委員会の債務として追加計上することとなったものである（表9に記載した追加計上費用リストのNo.1～No.15までの費用）。

なお、これらの訂正内容については、実行委員会の第2期事業年度（平成30年9月1日～令和元年8月31日）に前期損益修正損、雑給等として計上されることにより実行委員会の決算に反映されており、第1期事業年度の修正申告は行われていない。

表9 追加計上費用リスト

(単位：円)

No	内容	追加計上額
1	レッドカーペット生中継他企画制作費他	10,000,000
2	レッドカーペット中継関連費用	1,989,964
3	浴衣・着付費用他	604,000
4	救世会館でのフード手配、車両費	324,000
5	DJイベント ROCA奥スペース使用料	151,000
6	米国往復エア費（個人事情の渡航費）	150,000
7	上映作品の選考委員費用	135,000
8	TSUTAYA代官山での映画祭宣伝イベント開催時の施設使用料・機材賃借料	125,760
9	審査ギャラ	100,000
10	バイト代	54,000
11	映画祭MC代	50,000
12	契約書作成の弁護士費用	50,000
13	バイト代	50,000
14	TSUTAYAプレPR費用	30,000
15	写真撮影費用	14,000
決算訂正時の追加計上費用 合計		13,827,724

(単位：円)

No	内容	追加費用額
16	トートバック製作費	900,000
17	写真撮影、交通費（1日1万円×2日東京熱海間の交通費）	20,000
18	審査員調整&アテンド費用、海外ゲスト調整業務	250,000
19	naedoco会員費	52,511
決算訂正以降に発見された追加費用 合計		1,222,511
当初の決算サマリー以降に発見された追加費用 合計		15,050,235

（注）No.16からNo.19の費用は、決算訂正以降に発見（又は資産計上されたものを費用化）された追加費用であり、決算訂正時には費用として追加計上されていない。

## 6 B社に対する債務をめぐる問題

### (1) 問題の所在

本件では、実行委員会における決算修正の主たる要因となり、後日、合意書及び公正証書に基づいて実行委員会がB社に対して弁済することを約したB社に対する債務の存在が大きな問題となっている。

最終的に2019年2月に至って合意書等によって存在が確認された債務は、実行委員会のB社に対する業務委託料1771万1809円の支払義務であり、その具体的な内容は、①「熱海国際映画祭レッドカーペット生中継及びオープニングセレモニー」にかかる企画制作費、②韓国人俳優による「スペシャルトークショーin熱海国際映画祭」にかかる出演アレンジメント料(韓国人俳優の出演料、滞在経費及び空港警備費等を含む。)及び制作費、③「シネマ meets ミュージカル」作成運営料であるが、これらの債務の負担を巡っては、後記のとおりA社とB社との間で協議が重ねられていた経緯がある。

### (2) 第1回熱海映画祭開催に至るまで

2018年5月29日に開催された第9回実行委員会で、実行委員会がB社に対して、「オープニングセレモニー、オペラミーツシネマコンサート、韓流イベント」の業務(これらは、後に締結された合意書等で業務委託料の対象とされた各業務と同義であると思われる。)を委託することが承認され、「韓流イベント」に関しては、A社が契約窓口になるが実行委員会が契約当事者となることが確認されている。しかし、委託業務に関する費用については「圧縮努力をさらにしていただき、経費明細は次回委員会で諮る」方向とされた(ただし、第10回実行委員会にその件が諮られたか否かは議事録が作成されていないため定かではない。)

なお、実行委員会に熱海市の担当者として出席していた担当職員は、前記各イベントによって生じる収入は実行委員会に帰属すると認識していた旨述べている。

2018年6月7日には、B社がE氏宛にイベントに出演する韓国人俳優の出演契約書案を送付しているが、当該契約書案では「実行委員会ことA社」とB社との間で、B社が「実行委員会ことA社」に対して、当該タレントを出演させる義務を負う内容となっており(なお、B社は別途当該韓国人俳優側との間で出演契約を締結するスキームとなっている。)、B社に対する支払額は約691万円となっていた。

この点についてB社は、再三にわたり電子メールによるなどして前記契約書への捺印を求めていたが、A社はこれに応じず、ついに契約書は締結されないままであった。また、第9回実行委員会でB社に委託するとされた他の業務については、契約書に関するやりとりがなされた形跡はない。

B社は、委託業務の対価について実行委員会の了承を得ていたと主張しており、前記各債務等の支払いに関する2018年7月1日付の実行委員会宛の請求書5通を発行し、同月6日にA社に送付したとしている(ただし、E氏は、本委員会の調査においては、

前記各請求書は受け取っていないと供述している。)

ところで、これらの請求書には支払期日として「2018年8月31日」との記載があるところ、9月4日には、A社からB社に対して「お支払いに関する、お詫びと経緯のご説明」と題する書面が送付された。その中で、E氏は、助成金収入やイベント収入を8月末に見込んでいたが入金が遅れることからB社への支払いも遅れ10月以降になる見通しであるとして、支払猶予のお願いがなされている。

したがって、この時点でA社としてはB社から契約締結、費用の負担の要求を受けていることは認識していたようであるが、E氏は、本委員会における事情聴取において、このようなB社からの要求は、B社が負担すべきものであって、実行委員会として受け入れる必要はないと考えていたと述べている。

また、提出されている各種の資料を見ても、B社に委託する業務の詳細な内容や実行委員会が負担する費用が予め実行委員会で明確に定められていたと認めるに足る証拠までではない。

以上からすると、B社と実行委員会との間では、どのような業務をどのような対価で委託するかが、必ずしも明確に定まらないままに第1回熱海映画祭が開催され、B社による業務も遂行されてしまったのが実情であったと言わざるを得ない。

### (3) B社とA社との協議

前記のように、A社とB社との間では、業務委託費等の支払いを巡るやりとりが、第9回実行委員会直後から行われており、B社が捺印済みの契約書をE氏に送付してもE氏が捺印に応じないなど、債務の支払は当然のことながら、債務の負担自体についても問題が生じる兆候は早い段階から生じていた。

また、2018年8月頃には、B社から各費用の請求が来ているとの情報が実行委員会においても共有され、これに対して金額が高すぎるなどの意見が出されていた。また、2018年9月26日開催の第16回実行委員会、同年10月25日開催の第17回実行委員会で、B社との契約の件、B社からの請求の件が議題とされていたが、実際にそれが審議されたか否か、審議されたとしてどのような内容であったかなどは議事録が作成されていないため不明である。

ところで、この頃のB社とA社との協議においては、債務を負担する当事者が実行委員会なのか、A社なのかについては、大きな問題とはされていなかったようである。このことは、当初、B社から提示された契約書案においては、債務負担の当事者は、「実行委員会ことA社」とされ、逆に、A社からB社に内容を修正して提示された契約書案においては、「実行委員会」が債務負担の当事者とされ、さらに、前記のとおり、B社がA社に送付したとする請求書には、債務負担の当事者は「実行委員会」とされているものの、2018年10月17日付でB社代理人弁護士からE氏に提示されたとされている債務弁済に関する合意書案においては、債務負担の当事者は「A社」と記載されている

こと、すなわち、相互に、当事者を変更して合意に向けた書面の提案を行っていることに現れている。

ただし、**E氏**としては、**B社**からの要求は実行委員会として受け入れる必要はないと考えていたと本委員会に対して述べていることは前記のとおりである。

#### (4) 協議への熱海市の関与

その後、2018年11月頃になると、**B社**と**A社**との間の協議に、**B社**の要望で熱海市（担当職員）が加わる形となったが、そのような協議が行われていること自体は、他の実行委員会メンバーには知らされていなかった。しかし、2019年1月には、この問題を含む実行委員会の対外的な債務の問題が実行委員会で議論され、他の実行委員会メンバーにも問題が共有されるに至った。

実行委員会では、**B社**が企画立案したイベントが想定していた収益を上げられなかったことで多額の赤字が生じていたことから、**B社**以外のメンバーからは、赤字の原因を作った**B社**に対価を支払うことへの違和感や、支払うとしても金額が高すぎるといった意見もあった。

このような状況の下で協議は難航したが、第2回の熱海映画祭開催のためにこの問題の解決を図らなければならないという熱海市（担当職員）の意向もあり、最終的には、**B社**の要望に沿う形で、実行委員会が当事者となり、**B社**に対して総額1771万1809円の業務委託料を支払う義務があること、このうち支払い済みの150万円を除いた残額を2019年4月30日から分割して支払うことなどを内容とする合意が成立し、2019年2月6日付で合意書が取り交わされた。なお、**B社**に対して支払い済みとされた150万円は、第三者である個人が**B社**との間の問題が法的紛争となることを回避するために支払ったものである。

このように、結果的に**B社**に対して債務を負ったのは実行委員会であるが、2019年2月6日に開催された第23回実行委員会において、**C社**、**B社**及び**D社**については実行委員会に生じた損失を負担しないことが決議されており、これは、この三社が実行委員会の債務を負担しないことを確認するという趣旨でなされたものであった。

なお、2019年2月21日には、前記合意について公正証書が作成されている。

#### (5) 担当職員の報告と市長の認識

前記のとおり、担当職員は、実行委員会において**B社**に対する債務が問題になっていることを認識し、**B社**との協議にも加わっていたが、その内容は必ずしも熱海市において共有されていなかった。

担当職員は、本来は2018年11月の市議会定例会における補正予算の議案に第2回の熱海映画祭への負担金の支出を計上したいと考えていたが、**B社**に対する債務の問題があるためこれを断念した。担当職員によれば、このように断念した頃、すなわち、2018年10月半ば頃には、市長に対して、**B社**との問題について協議が継続中である

こと、実行委員会の体制強化に関する具体的な進展がないことから補正予算に負担金の支出を計上できない旨の報告をしたと述べている。

この点に関して市長は、2018年12月頃に**担当職員**からの報告によって**B社**に対する債務の問題を初めて認識したが、その際にも「**A社とB社との間の問題**」として報告を受けており、熱海市がメンバーとなっている実行委員会が問題の主体であるとの認識は共有されていなかったと述べており、**B社との問題**につき報告を受けた時期について、**担当職員**の記憶と市長の記憶との間に齟齬がある。

また、市長は、2019年1月に当該問題が解決することとなった旨の**担当職員**から報告を受けたと述べているが、その内容は、「**B社**が請求額の一部を免除し、残余については**A社**が**B社**に対して弁済する。ただし、2回目の熱海映画祭を開催して集める協賛金等や得られた収益を弁済原資とする。」というものであったと述べている。

その上で、これを前提にすると、第2回熱海映画祭によって「実行委員会」に生じた収益等を原資として「**A社**」が弁済するということになるが、市長としては、そもそも実行委員会の損益は全て**A社**に帰属するという意識だったため、この点については特に疑問は感じなかったと述べている。

この点、**担当職員**は、この時期の市長への報告では、**A社とB社との間での決着ではB社の納得が得られずB社への債務は実行委員会として負担することとなったこと**、分割払いが約定どおりに履行されれば1000万円を超える部分は**B社**が免除することになったこと、最終的なリスク（責任）は**E氏**が負うことになっていることを報告したと述べており、債務の負担主体が**A社**なのか、実行委員会なのかについて、市長と**担当職員**との間で認識に齟齬が生じている。

## 7 第2回熱海映画祭開催に向けた熱海市の対応

### (1) 第2回熱海映画祭への関与が決定された経緯

熱海市では、前記のとおり**B社との間で債務の弁済について合意に至ったこと**を受けて、第2回熱海映画祭にも関与することを決定したが、その背景には、第2回熱海映画祭で実行委員会に生じた利益を**B社等**に対する実行委員会の債務弁済の原資にすることが予定されていたこと、第1回熱海映画祭にかかる記者発表の時点で、実行委員会の事務局機能・実施体制の強化等を条件とはしていたものの、熱海映画祭を継続する旨が表明されていたことなどから、第2回が開催されないという事態は避けなければならないという意識が働いていたものと考えられる。

特に**担当職員**は、第2回熱海映画祭を必ず開催しなければならないという意識が強く、実行委員会において**B社**に対する債務の問題が生じていることは、熱海映画祭を継続する条件としていた実行委員会の事務局機能・実施体制の強化に疑問が生じかねないと考え、この問題を早期に明らかにすることがためらわれていた。なお、実際には、この時点で、実行委員会の事務局機能・実施体制の強化等が図られていたとは言い

難い。

熱海市では、第2回熱海映画祭に対しても第1回と同様に、市議会の議決及び稟議決裁を経て、2019年4月26日付で、500万円の負担金を支出し（ただし、第1回熱海映画祭のときとは異なり本予算に計上されている。また、第1回熱海映画祭では熱海市の負担額は結果的には約650万円であったことは上記のとおりである。）、文化庁からの補助金も1250万円が交付されることが見込まれていた（第1回熱海映画祭と同様に形式的には熱海市の歳入に組み込まれ、熱海市が負担金として支出することになる。）。なお、担当職員によれば、E氏の計画では、第2回熱海映画祭はこれらの熱海市からの負担金、文化庁からの補助金及び協賛金等の合計額の範囲内で運営することとしていたため、入場料収入等の多寡にかかわらず利益を生むことが見込まれると考えていたとのことである。

## (2) 第2回熱海映画祭に向けた体制の検討

2019年3月に、第1回熱海映画祭の関係者から熱海市に対して、第2回についてもE氏を中心となって開催することは不適切である旨の指摘があった。

前記指摘を受けて、熱海市では関係者の意見を聞くなどして対応を検討した結果、E氏を外すのは適切ではないとの意見もあり、2019年4月18日に、市長と面談をした際にE氏が、第2回熱海映画祭においても赤字が出た場合A社がすべて負担する旨を明言したことから、熱海市は、第2回熱海映画祭についてもA社に業務執行を委ねることとなった。

なお、第2回熱海映画祭に関しては、実行委員会ではなく「熱海国際映画祭運営理事会」という名称で会議が開催されているが、実行委員会を組織するという方式が変更されたものではない。また、2019年2月から3月にかけて、D社、C社及びB社が実行委員会を脱退する旨の通知を行っている。

## (3) 実行委員会における「赤字」の発覚と熱海市の対応

2019年5月10日に、第1回熱海映画祭の赤字が約900万円であったとの新聞報道がなされた。これを受けて、市長が事情を聴くためにE氏を呼び出し、翌5月11日に面談が持たれた。

市長によれば、このときに初めて実行委員会とB社との間の債務弁済に関する合意書及び公正証書の存在を把握したとのことである。市長は、E氏から実行委員会の債務の詳細について説明を求めたが、十分な説明が得られなかったため、5月13日に知人であり映画関係に見識がある弁護士（以下「受任弁護士」という。）に対応を委任した。

また、熱海市は、5月15日にE氏から同日付の「確認書」を差し入れさせた。これは、第1回、第2回ともに熱海映画祭において熱海市には500万円の負担金以上の負担がないこと、実行委員会に生じた損失や紛争等は全てA社が負担し、又はその責任

において解決することを内容とするものであった。なお、E氏は、これは市議会及びマスコミ対策として一筆入れて欲しいという市長からの要請があり、これに応じたものに過ぎないと述べている。

#### (4) 第2回熱海映画祭に向けたE氏との協議と記者発表

その後、5月22日の市長及び受任弁護士とE氏の面談において、E氏から、最低でも660万円がA社に対して支払われないとコンペティション作品は上映せず、第2回熱海映画祭の運営を降りるとの発言があった。同月24日にも受任弁護士とE氏との間で面談が行われたが、E氏の態度に変化がなかったことから、熱海市は、E氏を第2回熱海映画祭に関与させない判断をし、5月27日に市長が記者会見を行って、5月24日付でE氏を「業務執行組合員」から解任したこと（ただし、本件契約では「業務執行組合員」はE氏個人ではなくA社である。）及びE氏から恐喝行為があったと発表した。

その後、熱海市は、事実上コンペティション作品の確保が不可能であるため、熱海市が関与して第2回熱海映画祭を開催することは不可能であると判断し、6月4日に第2回熱海映画祭の開催を断念する旨を公表した。

また、これに先立って、5月22日付で受任弁護士はB社に対して、市長が公正証書の存在を一切知らされておらず、その作成等を承認した事実がないこと、公正証書に基づいて熱海市が債務負担するものではないことなどを書面で通知している。

この間の熱海市の一連の対応は、もっぱら市長と受任弁護士によって行われている。受任弁護士によれば「危機管理」の観点からあえて少人数で対応したとのことであるが、5月27日の記者会見についても、市長と受任弁護士のみでの判断で行われており、発表する内容に関しても熱海市が組織として検討した形跡はない。

### 第3 本件における問題点

#### 1 実行委員会の体制

##### (1) A社による業務執行の問題点

実行委員会では、業務執行がもっぱらA社（実質的にはE氏個人）によって行われていた。そのため、第1回熱海映画祭開催に向けた準備がどのように進捗しているのか、対外的にどのような契約が締結され、実行委員会がどのような費用負担をしているのかといったことが、実行委員会で議題となる事項を除いては、熱海市を含む他の実行委員会メンバーにはほとんど明らかにされていない状況であった。

第1回熱海映画祭については、開催直前まで企画の段取りが定まらないなど運営上さまざまな問題があったことは既に述べたが、そもそもA社には、熱海映画祭のような規模のイベントにかかる実行委員会の業務を単独で執行する人員も体制もなく、A社において熱海映画祭に関わる業務を全て担うことが可能だったかについては疑問がある（2017年11月の市議会定例会でも、A社に問題はないのかという趣旨の質問が

なされていた。)

また、熱海映画祭に関しては、第三者に対する業務の委託等について契約書を締結することなく、業務内容の詳細や金額などが明確に取り決められないままに進められていた業務が少なくなかった。これは、業界における商慣習という面もあるが、実行委員会において実態を把握できない債務を生じさせる原因となっており、問題点として指摘せざるを得ない。

## (2) 熱海市による監査・監督が行われなかったこと

本件契約では、熱海市が監事として業務執行の監査・監督を行うことが予定されており（本件契約第7条2項）、**A社**以外の他の実行委員会メンバーも熱海市がそうした役割を果たすことを期待していたようであるが、前記のとおり、熱海市において監査・監督が行われたことはなかった。

熱海市としては、熱海映画祭においては負担金の支出以上のリスクを負わないことが前提とされていたことから、そもそも業務執行状況を積極的に監査・監督する意識自体が欠如していた。このような意識の背景として、**担当職員**は、地元において開催するイベントに熱海市が参画する際に「監事」的な役割を割り当てられることがあるが、その際にも「業務監査」などまでは行っていないということがあると述べている。

しかしながら、たとえ熱海市の金銭的リスクが限定されていたとしても、熱海映画祭で何らかの問題が生じれば、熱海市に風評被害などが生じることが懸念されるし、熱海映画祭の開催に関与した行政目的が達せられないという事態にもなりかねないところ、熱海映画祭の規模、実行委員会メンバー（特に業務執行を担っていた**A社**）が過去にイベントを共催した実績等がある者ではないことなどに照らせば、熱海市は「監事」として、その業務執行に関心を持っておくべきであったと言わざるを得ない。

## (3) 実行委員会メンバーによる業務執行の監督がなされなかったこと

実行委員会規約では、「団体の組合員は」、「業務執行組合員の職務の執行の監督」をすることとされていた（第26条）。実行委員会においては、実行委員会の業務執行に関わる事項が審議されたり、報告されたりしていたことは認められるが、実行委員会メンバーが**A社**による職務執行を監督する体制とはなっていなかったし、実際に監督が行われた形跡はない。そもそも、**A社**以外の実行委員会メンバーは、組合員として**A社**の業務執行を監督するという意識はほとんど有していなかったと思われる。

## 2 実行委員会の決算

### (1) **B社**に対する業務委託料の未計上

2018年9月に発表された実行委員会の決算では、**B社**に委託した3つの業務（レッドカーペット生中継及びオープニングセレモニーに係る企画制作費667万2499円、韓国人俳優の出演アレンジメント料892万2510円、「シネマmeets ミュージカル」作成運営料211万6800円）に関する業務委託料合計1771万1809円（最終的に2019

年 2 月 21 日付で締結された公正証書により、4 回分割の 3 回目までの支払について期限の利益を失うことなく支払った場合には 771 万 1809 円が免除となる約定となった。) について、いずれも 2018 年 8 月末までに役務提供がなされているにもかかわらず債務として計上されていなかった。

この点に関して E 氏は、本委員会の調査に対して、前記債務は実行委員会に帰属するものではないと考えていたと述べていることは前記のとおりであるが、これらは、熱海映画祭に関する文化庁の補助金申請時に提出された収支予算書や実行委員会に付議された予算計画書でも明記されており、また、契約書は締結されずその対価が必ずしも明確には定まっていなかった面はあるものの、必要経費の圧縮を条件とするとの条件付きではあっても実行委員会が B 社に対して業務を委託する旨議決したことは事実なのであるから、B 社から実行委員会の経費（債務）として計上すべきであると主張される問題が生じていることを当初から想定し、決算発表時に明らかにすべきであった。

なお、実行委員会と受託者との間で支払金額について争いがある場合や交渉中である場合等、合理的に金額を見積もれない場合には、債務計上又は引当計上が困難なことが考えられる。このような未確定債務があり、かつ、その重要性が高い場合には、実行委員会のステークホルダーの意思決定に重大な影響を与える可能性があるため、脚注（財務諸表等規則や会社計算規則に規定される偶発債務の注記に相当するような内容等）により未確定債務の存在を明示する等により何らかの情報を開示する必要があったものと考えられる（後記（2）についても同様である）。

## （2）その他の債務の未計上

E 氏の説明によれば、B 社に対する債務以外にも、主として以下のような理由により経費（債務）が未計上とされていたものが存在した。例えば、支払義務があることは認識していたが支払金額の減額交渉をしていたため金額が未確定であったもの、業界特有の慣習により契約書や発注書がない状態で業務を進めたため両者間で金額が確定できていないもの、E 氏がエビデンスを整理しておらず会計業務を委託している税理士に情報が提供されず計上できなかったもの等である。

前記の各債務は、実行委員会が第 1 回熱海映画祭の開催のために発注し、遅くとも 2018 年 6 月 28 日から同年 7 月 1 日までの期間で開催された同映画祭の終了時までに役務提供は完了したものであるため、本来は 2018 年 8 月末を事業年度末とする実行委員会の 2018 年 8 月期決算に計上すべきものである。

## （3）未確定な収益の見込計上

実行委員会の決算では、2018 年 8 月 31 日付で、配給収入 450 万円（インターネット配信 330 万円及び配給収入 120 万円）を未収計上している。将来的にグランプリ作品を実行委員にも参画していた C 社の系列である映画館等で上映し、配給収入を獲得していくという期待はあったものの、2018 年 8 月末時点では、出品作品の上映等はま

ったく行われておらず、将来の上映計画すら具体化していない状態であった（第2期事業年度末（2019年8月末）までで区切っても、2019年5月に1館で2週間上映されたにすぎず、その配給収入見込額の約6万円は2020年1月以降に入金される予定である。）。これら事実を鑑みれば、2018年8月期における配給収入の未収計上は未確定な将来の収入を前倒しで計上したものであり、同事業年度における収益計上は認められないものであると考えられる。

### 3 熱海市の体制等

#### (1) 情報共有に関する問題

熱海映画祭については、これに熱海市が関与するか否かが検討されていた段階こそ市長が関わっていたが、その後はもっぱら観光経済課（とりわけ**担当職員**）によってさまざまな事務が遂行されていた。**担当職員**は、実行委員会における議論状況などを一定程度は市長及び部長に報告していたようであるが、報告書等の記録に残すことがなかったことから、市長らはその詳細を十分あるいは正確には把握できていなかった。

熱海市では、職務遂行状況の報告については、その要否や内容を含めて基本的には担当者（本件でいえば**担当職員**）の判断に委ねられており、本件における熱海市内部での情報共有に関して手続違反等があったわけではない。しかしながら、実行委員会の議論状況、熱海映画祭開催に向けた準備状況、**B社**に対する債務問題などに関する情報が熱海市の内部で十分に共有されていれば、実行委員会において多額の赤字が生じていることに関して、合意書及び公正証書が締結される前に熱海市の法的リスク等を検討することが可能であったし、第2回熱海映画祭への関与（負担金の支出）、議会への報告なども対応も含め、本件の問題がこれほどに拡大することを防げた可能性は高く、問題点の一つとして指摘せざるを得ない。

#### (2) 本件契約の内容の検討

本件契約が締結されるにあたって、その内容の検討は実質的に**担当職員**一人に委ねられており、実行委員会の体制については、ほぼ**E氏**の構想に任されていた。

熱海市では、契約文書のチェックを担当する部署として、総務課の総務検査室が存在しているが、ここでのチェックの対象は工事請負契約その他、熱海市から金銭の支出が予定されている契約文書に限られており、本件契約にかかる契約書は、制度上も**担当職員**が内容をチェックし、締結にあたって稟議をあげればよいこととなっている。

しかし、イベントへの参画に関する契約は法的に複雑な問題点を含み、イベントを主催する組織の構成も様々な形態があり得るところ、これらについて担当部署（担当者）以外が実質的には検討していなかったという状況は適切とは言い難い。特に、本件契約のように定型ではない契約文書こそ詳細かつ専門的なチェックが必要である。

#### (3) 合意書及び公正証書の内容の検討

合意書及び公正証書の締結については、その内容及び締結の事実を熱海市において

把握していたのは**担当職員**だけであった。合意書及び公正証書締結の当事者は実行委員会であるから、形式的には熱海市における稟議・決裁等は不要ではあるが、その内容からすれば、こうした文書を実行委員会名義で締結することについて熱海市としても十分な検討が行われて然るべきであるが、本件では、合意書及び公正証書の内容すら締結、作成前に直属の上司、市長に情報が共有されていなかった。

#### (4) 熱海映画祭に対するリスク認識

市長及び**担当職員**は、熱海市が熱海映画祭に関与し、実行委員会のメンバーとなることについて、その前提として熱海市は負担金を支出する以上のリスクを負わないという認識があったということを強調している。

熱海市では、花火大会をはじめとして、自ら主催する、すなわち、熱海市が興行を行うという形式ではなく、負担金の支出や会場確保に関する調整等の協力をするという形でイベントに関与する機会が多く、特に**担当職員**はその経験が豊富であるところ、熱海映画祭もそれらのイベントと同じ性質のものであるという認識のもとに熱海映画祭に関与していたことが伺われる。

しかし、熱海映画祭は、想定されていた規模や目的が花火大会などのイベントとは大きく異なるし、実行委員会のメンバー構成も地元関係者等のように熱海市とイベントを開催した実績や熱海市との信頼関係がある者ではないのであるから、たとえ熱海市には負担金の支出以上の金銭的リスクはないとしても、その余のリスクを慎重に検討することが必要であった。

### 4 新聞報道後の対応

#### (1) 熱海市内部での情報共有等

2019年5月10日に実行委員会に多額の赤字が生じている旨の新聞報道がなされた後、市長は**受任弁護士**に対応を委任し、その後は、市長、**受任弁護士**のみが問題に対応していた。このような事態が生じている中で、情報管理等の観点から少人数で事に当たるという対応があり得ないわけではないが、少なくとも熱海市としての対応(判断)を対外的に発表するに際しては、担当部署や顧問弁護士との間で情報を共有し、法的な問題点の有無、関係各所への影響等についても十分に検討した上で対応すべきであった。

#### (2) A社の解任等

2019年5月27日に市長の記者会見において、熱海市として**E氏**を「業務執行組合員」から解任すること及び**E氏**による恐喝行為があったと発表をした。

**E氏**の解任については、**受任弁護士**によれば、本件契約第14条5号(反社会的勢力の排除に関する規定の確約事項への違反)に該当することを理由とするものとのことであるが、仮に当該条項に該当する事由があったとしても、その場合は実行委員会からの脱会という扱いになるのであって「解任」の理由にはならない(そもそも本件契約における「業務執行組合員」は**A社**であったことは既に述べたとおりである。)

実行委員会規約では、「業務執行組合員」が「職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき」は組合員会の決議により解任できることとされているが（第 23 条）、**E 氏**の解任に関する組合員会が開催された事実はなく、「解任」の手続が適正に行われたかについては疑義がある。

また、**E 氏**による恐喝行為があったとの発表についても、恐喝という犯罪行為が行われたと断定的な表現を用いることができる状況にあったかは疑問であり、こうした対応が**A 社（E 氏）**側と熱海市との対立関係を却って深刻化させた側面があることは否定できない。

#### 5 市議会への報告等

前記のとおり、第 1 回熱海映画祭に関する記者発表（決算発表）を行った後、2018 年 11 月頃から**A 社**と**B 社**との間で**B 社**に対する債務問題に関する協議が重ねられ、担当職員も基本的には協議に同席していたのであるから、**B 社**に対する債務が実行委員会の負担として顕在化する可能性を認識し得た。したがって、その時点で市議会（又は各党派）に対して状況を説明することは可能な状況にあった。

また、第 2 回熱海映画祭に関する負担金支出を含む予算案を議会に議案として提出した時点では、実行委員会が**B 社**に対して債務を負担していること、これについては第 2 回熱海映画祭における収益等を原資として弁済することが予定されていることなどは議案を審議する前提となる事情として議会に説明することが適当であった。

このような説明が適時になされなかった背景としては、担当職員において、第 2 回熱海映画祭への負担金の支出が認められなくなって、その開催が危うくなることを危惧した面があったようであるが、そのような考え方は本末転倒である。

また、**B 社**に対する債務問題などの詳しい状況を市長が把握していないなど、熱海市内部において情報共有が適切に行われていなかったことも議会への報告等に適切さを失った原因となったといえる。

### 第 4 再発防止策の提言

#### 1 事業の相手方の選択

第 1 回熱海映画祭の業務執行の責任は、**A 社**が担っていたが、第 3 の 1（1）で指摘したとおり、実際には、運営上の問題が多数存在しており、これは、**A 社**には、このような業務を十全に執行する人員、体制がなかったことが一つの原因となっていたことがうかがわれる。

熱海市としては、事前に**A 社**の実態などを十分な資料を収集して調査し、熱海市が一定の支出をして関与する行事の業務を執行するに足りる相手方かを慎重に合理的に判断する必要があった。

このような調査は、通常、熱海市で行われる地元関係者による必ずしも大規模とは言

えないイベントにおいては、当該業務を担当する職員が単独で行うことも可能であろうが、熱海映画祭は、多数の地元外の事業者が関与することが予定された、相応な規模のイベントだったのであるから、一定数の職員の関与の下に、十分な資料を収集して慎重に合理的な判断を行うべきであったと思われる。

本委員会としては、今後、本件のように相応の規模のイベントの開催に第三者と共に関与する場合には、共に関与する者の信用、能力等について、十分な資料を収集して調査を行い、慎重かつ合理的に関与するか否かの判断を行うことを提言する。

## 2 監査・監督

第3の1(2)記載のとおり、本件契約では、熱海市が監事として監査・監督を行うことが予定されており、**A社**以外の他の実行委員会メンバーも熱海市がそうした役割を果たすことを期待していたようであるが、実際には、熱海市はそのような役割を果たしていなかった。

その結果、第3の1(1)記載の**A社**による運営上の問題点についてのみならず、同2(1)ないし(3)記載の会計上の問題について、事前に指摘して発生を回避し、あるいは、事後に指摘して是正することができなかった。

熱海市では、これまでの各イベントにおいて、名目上は監査・監督の役割を担うことはあっても、実際に監査・監督を行うことはなかったようであるが、少なくとも契約上担っている役割を果たす義務があることは当然のことであるから、熱海市の担当職員としてはそのような役割を担っていることを意識し、かつ、その意識に基づいて監査・監督を実行する必要があることは言うまでもない。

なお、第3の1(3)記載のとおり、本件契約では、実行委員会の構成員が業務執行者の職務の執行を監督することとされているのであって、一構成員である熱海市としては、自ら業務執行者の職務執行を監督すべき立場にあったが、そのような行動をとったことはうかがえない。

本委員会としては、今後、熱海市が、本件と同様のイベントにおいて、監査・監督の役割を担う契約を締結するにあたっては、担当職員においてその役割を忠実に実行するよう意識を改革するとともに、その素養を持つよう組織内において教育、研修を行うこと、かつ、各イベントにおいて役割を正確に実行したことを上司に対して報告する仕組みを作ること、さらには、単独で担当することが困難な程度の業務を要求されている場合には、複数で担当するよう上司が指示するという体制を確保することを提言する。

## 3 情報共有とチェック機能

第3の3(1)ないし(4)記載のとおり、本件においては、当初、市長が関与していたものの、その後の実行委員会の組織、本件契約の締結、実行委員会の運営、**B社**問題の解決に向けた合意書類の作成等について、**E氏**が主導する中、市長からの命を受けた担当職員であった**担当職員**が、ほぼ単独でこれらに関与していたことが認められる。

これらの事態は、必ずしも熱海市の稟議決裁に関連する規程類に反するものではないから、本委員会としては、担当職員個人の責任を問うべきとは考えてはいない。

しかしながら、本件のような重大な事案において担当職員が十分な情報共有のないままに単独で対応していたことから、前記1記載のとおり、相手方選択の判断を適切になしえなかったこと、前記2記載のとおり、監査、監督が十分に行えなかったことのみならず、本件契約及び**B社**問題の締結に向けた合意書類のような様々な事実上の定めるべき事項、重要な法律上の問題を含む契約書面について、熱海市として十分な検討が行われていないままに締結されてしまったことは否定できない。

本委員会としては、今後、市長が、その直接の命に基づき重要な職務を遂行させる場合、市長は、当該職務の遂行について、担当職員に対しては、上司への報告、相談及び関係部署あるいはこれを介した法律等の専門家への相談を適切に行うよう命じ、上司に対しては、担当職員への指揮、命令及び市長への報告を命じ、関係部署に対しては、担当職員への対応及び必要に応じて市長への報告を命じるなどして、担当職員が十分な情報共有のないままに単独で職務を遂行することのないよう、担当部署の上司、関係部署、専門家によるチェック機能が働くような態勢を確保するよう提言する。

第3の5記載のとおり、本件において、前記のようにして情報が適正に共有されていれば、少なくとも、**B社**の問題を担当職員が知ることとなった2018年8月の時点以降、その存在と進捗状況が熱海市として正確に把握することができたのであって、市議会への報告もそれ以降の適正な時期に行われたものと考えられ、2019年5月10日の新聞報道によって、市議会が初めて問題の存在を知るという事態は回避し得たものと考えられる。

#### 4 新聞報道後の対応

第3の4記載のとおり2019年5月10日の新聞報道後、市長は、市の顧問弁護士ではなく、個人的な関係に基づき弁護士を選任して法律相談を行い、最終的には同年6月4日に、第2回熱海映画祭の開催を断念する旨記者発表を行った。

確かに、このような事態が発生すれば緊急に対応する必要があることは言うまでもなく、その場合に、市長が特定の専門家との間で相談を行うこと自体は否定されるべきものではないが、相談に基づき一定の事実を公表するのであれば、公表した場合の法的な問題の有無、関係各所への影響等を慎重に検討して評価、判断する必要がある。

本委員会としては、今後、緊急事態が発生した場合において、一定の事実を公表するのであれば、市長においては、密室においてすべてを決することなく、前記のような事柄を一定の範囲の市の関係者との間で慎重に検討するよう提言する。

以 上